

# 福島県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	1,965,386	1,910,482,965	7,082,623	261,697,012	13.7	14.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

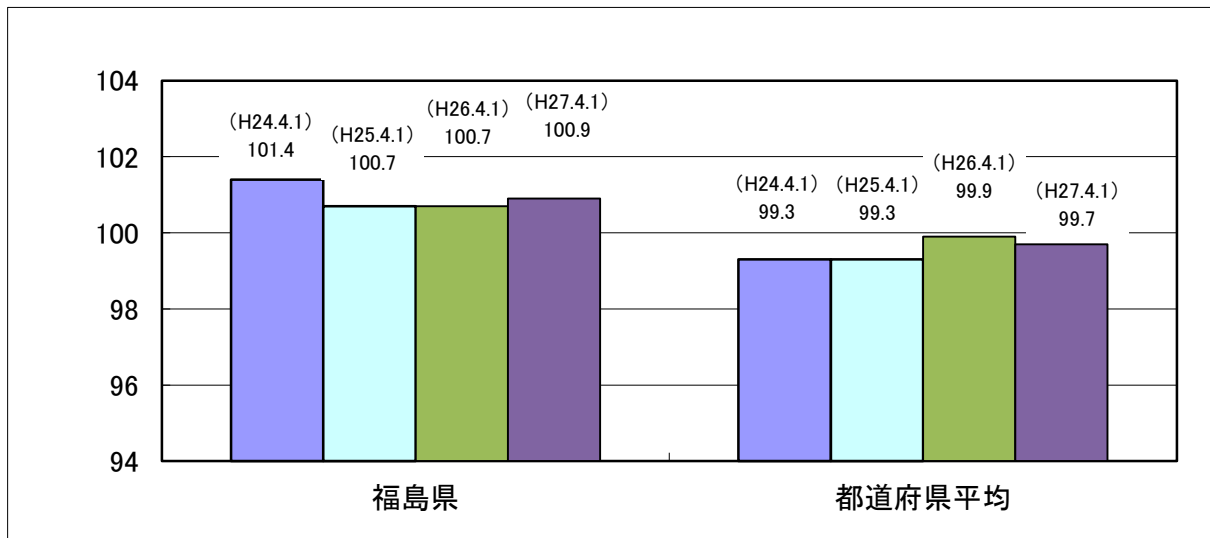
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成26年度	26,780	125,694,201	22,619,419	45,976,771	194,290,391	7,255	7,123

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

3 給与費には再任用職員(短時間勤務)の給与費を含み、職員数には当該職員を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み。

平成27年4月1日のラスパイレス指数が、③100を超えている主な要因は、次のとおりです。

・本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定しております。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなったものです。

なお、給与水準については、今後も人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努めます。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成27年度	円 382,898	円 382,266	円 632	% 0.17	% 0.17	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成27年度	月 4.16	月 4.05	月 0.11	月 0.10	月 4.15	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### 【概要】

国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ **実施** ・ 未実施 ]

(給料表の改定実施時期)  
平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行うため、若年層で最大約1.5%引き上げる一方、高齢層を中心に最大3.3%引き下げることにより、平均1%引き下げました。

なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間にわたり経過措置を実施しております。また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しております(医療職給料表(一)を除く)。

##### ②地域手当の見直し

(支給割合)

県内全市町村が支給対象外地域です。なお、県外事務所については、国基準の支給割合により支給しております。

(実施時期)

平成27年4月1日。国同様、段階的に支給割合を引き上げております。

##### ③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しております。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円	365,725 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
都道府県平均	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福島県	53.8 歳	258 人	370,300 円	413,761 円	389,774 円	—	—	—	—
うち運転手	54.0 歳	104 人	374,600 円	426,141 円	392,517 円	自家用乗用自動車運転者	59.9 歳	196,600 円	2.17
うち用務員	54.3 歳	51 人	370,900 円	396,543 円	388,233 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.98
うち守衛	58.4 歳	3 人	377,600 円	417,200 円	389,900 円	守衛	59.3 歳	222,900 円	1.87
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	— 歳	— 円	—
都道府県平均	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円	—	— 歳	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。（平成24年～26年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福島県	—	—	—
うち運転手	6,849,792 円	2,539,000 円	2.70
うち用務員	6,448,916 円	2,774,400 円	2.32
うち守衛	6,747,100 円	3,025,100 円	2.23

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	44.5 歳	398,900 円	446,677 円
都道府県平均	44.8 歳	381,390 円	443,257 円

#### ④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	47.5 歳	408,800 円	451,214 円
都道府県平均	43.3 歳	366,907 円	422,193 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	37.9 歳	321,900 円	427,207 円	346,163 円
国	41.2 歳	317,165 円	—	369,393 円
都道府県平均	38.6 歳	321,121 円	458,794 円	366,870 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しております。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		福島県	国
一般行政職	大学卒	186,000 円	174,200 円
	高校卒	150,800 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	148,400 円	—
	中学卒	139,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	208,100 円	—
	高校卒	161,800 円	—
小・中学校教育職	大学卒	208,100 円	—
	高校卒	161,800 円	—
警察職	大学卒	212,900 円	202,300 円
	高校卒	171,800 円	163,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,300 円	367,300 円	394,100 円	420,700 円
	高校卒	217,900 円	304,500 円	362,500 円	375,600 円
技能労務職	高校卒	在籍者なし	282,100 円	335,200 円	371,800 円
	中学卒	在籍者なし	在籍者なし	297,200 円	336,300 円
高等学校教育職	大学卒	311,400 円	408,800 円	434,200 円	450,000 円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	388,300 円	398,500 円
小・中学校教育職	大学卒	315,700 円	405,400 円	424,000 円	438,500 円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし	423,400 円
警察職	大学卒	292,100 円	395,300 円	414,300 円	426,700 円
	高校卒	260,500 円	350,000 円	391,100 円	412,700 円

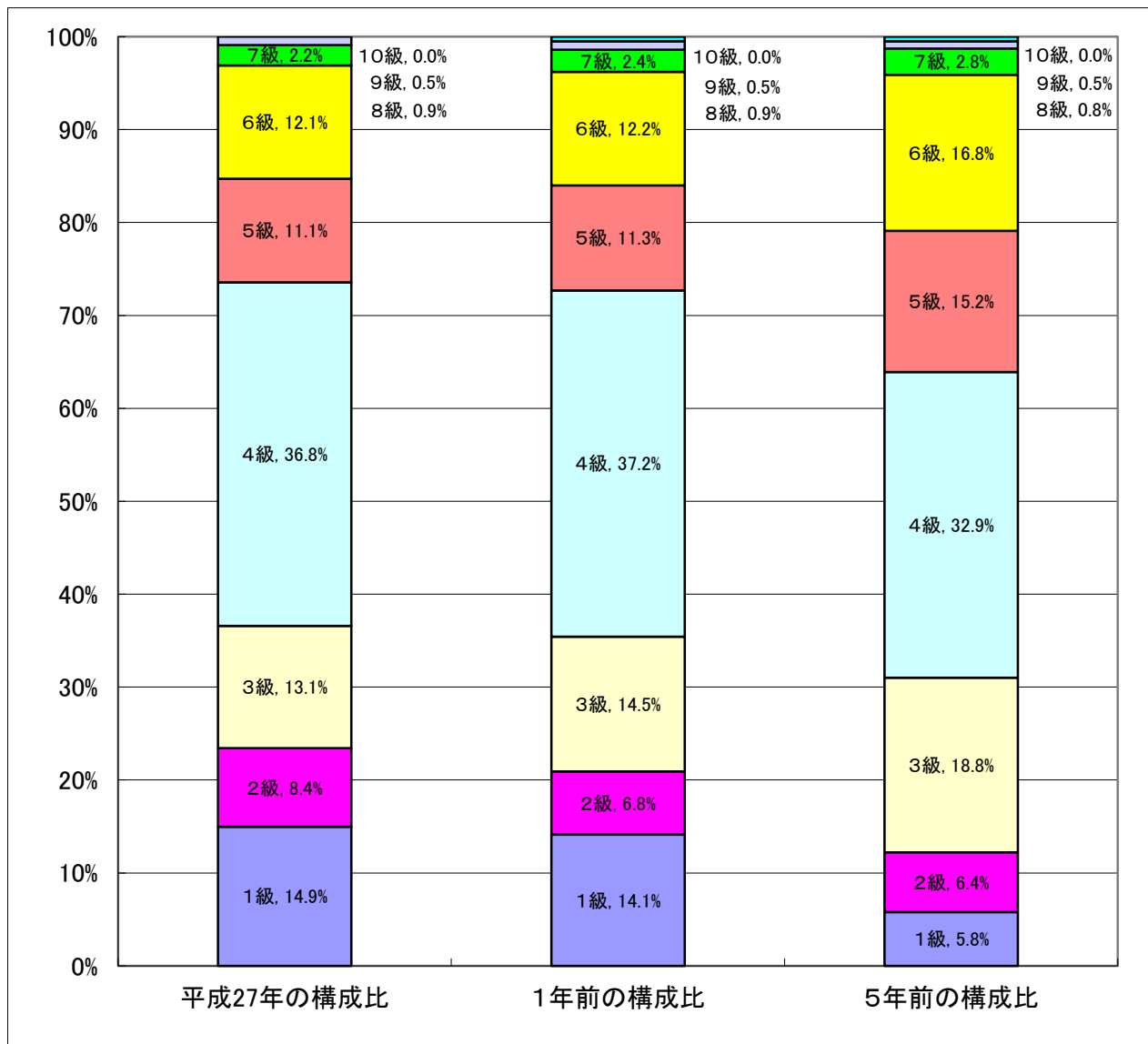
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	951人	14.9%	141,700円	252,000円
2 級	主事、技師	535人	8.4%	193,400円	310,700円
3 級	主査、副主査	837人	13.1%	230,300円	357,800円
4 級	主任主査、主査	2,355人	36.8%	265,800円	393,000円
5 級	副課長、主任主査	710人	11.1%	293,200円	404,600円
6 級	本庁課長、主幹	773人	12.1%	324,900円	423,800円
7 級	本庁次長、本庁課長	143人	2.2%	370,400円	455,400円
8 級	本庁次長	61人	0.9%	417,500円	480,200円
9 級	本庁部長	32人	0.5%	469,300円	540,500円
10 級	本庁部長	2人	0.0%	534,300円	573,500円

(注) 1 福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況  
平成22年10月から特別職を除く全職員を対象に能力、業績に基づく人事評価の試行を実施し、平成23年度に本格実施を予定していましたが、震災等の影響により試行及び制度導入を延期しました。その後、平成27年度に試行を再開し、平成28年10月に制度導入することとしております。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況  
現在、職員団体と具体的な反映方法について交渉中であり、昇給への反映は行っておりません。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

福 島 県		国	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		—	
1,684 千円			
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

福 島 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,129 千円	23,457 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から

応募認定退職を導入しております。

(3) 地域手当 (平成27年 4月 1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		120,911 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		499,632 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	32 人	18 %
大阪府大阪市	15 %	6 人	15 %
愛知県名古屋市	13 %	3 人	13 %
茨城県つくば市	13 %	1 人	13 %
茨城県水戸市	10 %	1 人	10 %
宮城県仙台市	6 %	4 人	6 %
栃木県宇都宮市	6 %	1 人	6 %
埼玉県加須市	6 %	4 人	6 %
北海道札幌市	3 %	4 人	3 %
群馬県前橋市	3 %	1 人	3 %
静岡県三島市	3 %	2 人	3 %
新潟県新潟市	1 %	1 人	1 %
栃木県栃木市	1 %	1 人	1 %
医師	15 %	34 人	15 %
上記以外の全市町村	0 %	26,685 人	0 %
平均支給率	0.05 %	—	0.05 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			100.9 (100.9)

(注)1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

また、上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日(適用日)以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しています。)

(4) 特殊勤務手当 (平成27年 4月 1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		1,706,141 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		155,513 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		40.7 %	
手当の種類(手当数)		29	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき310円～1,500円)



爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 (爆発物処理作業は1回につき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円(専ら従事)
死体処理手当	警察本部(検視等)の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	1体1,600円(死体収容、搬送等) ※心身に著しい負担を与えると認められる場合加算あり(上限3,200円) 1体3,200円(検視、解剖補助)
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円 (給料の調整額の支給を受けない職員の場合1,340円)
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり(上限1,680円) (福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円)
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 (正規の勤務時間外に行われた場合975円)
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,500円～8,000円 ※甚大な非常災害の際、心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事した場合加算あり(上限16,000円)
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭又は養護教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)

技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円(訓練指導)給料月額×10/100等(授業担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 (機関室作業の場合780円)
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円(生活保護法の規定により行う生活指導等に専ら従事)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	勤務1回230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の捜査又は漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円 (夜間の場合420円～690円)
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業又は理学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円 (現場での作業の場合560円)
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護又は核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円 (専ら従事)
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円(専ら従事)
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	1時間1,200円

多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円～350円
-----------	--	------------------------------------	-------------

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	5,183,860 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	499 千円 ※
支給実績(平成25年度決算)	5,117,948 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	500 千円 ※

※H28.8.4修正

### (6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額)配偶者13,000円等	同じ	—	3,022,994 千円	232,287 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。)(支給額)借家等:上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	1,934,986 千円	323,251 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給(支給額)勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	116,746 千円	1,644,309 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給(支給額)交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限52,500円)	一部異なる	運賃等相当額が63,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,166,459 千円	146,500 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給(支給額)基本額26,000円、距離に応じた加算額6,000円～58,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	388,100 千円	335,726 円

管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	2,001,342 千円	705,194 円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	—	393,296 千円	521,612 円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			34,444 千円	232,729 円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			159,306 千円	289,121 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校(県立盲学校、県立聾学校等)、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,175,478 千円	76,608 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			65,260 千円	347,127 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,300円	62,244 千円	146,112 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合や平日の深夜に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の区分に応じて定める額)	一部異なる	週休日等: 4,000円～12,000円 深夜:2,000円～6,000円	54,999 千円	419,839 円

夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給(支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	—	387,706 千円	145,099 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給(支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	—	968,832 千円	355,926 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給(支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	546,344 千円	70,188 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,056,000 円	( 1,320,000 )円	
	副 知 事	875,500 円	( 1,030,000 )円	
議員報酬	議 長	959,500 円	( 1,010,000 )円	
	副 議 長	855,000 円	( 900,000 )円	
	議 員	788,500 円	( 830,000 )円	
期末手当	知 事	(平成26年度支給割合) 3.05 月分		
	副 知 事	(平成26年度支給割合) 3.05 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×支給率(55.5/100)	35,164,800円	原則として任期毎。本人の申出により通算も可。
	備 考	給料月額×在職月数×支給率(47/100)	23,236,800円	原則として任期毎。本人の申出により通算も可。

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額です。

3 知事、副知事については、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間、それぞれ給料の20%、15%の減額措置を行っています。また、議長、副議長、議員については、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間、議員報酬の10%、平成26年1月1日から平成27年11月19日までの間、議員報酬の5%の減額措置を行っています。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数		対前年度 増 減 数	主な増減理由
	平成26年度	平成27年度		
知事部局	5,529 (287)	5,544 (289)	15 (2)	震災対応等のための増員
企業局	40 (0)	43 (1)	3 (1)	相馬工業用水道第2期整備事業のための増員
病院局	355 (10)	358 (8)	3 (△2)	欠員の補充
議会事務局	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	16,615 (50)	16,481 (60)	△ 134 (10)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,997 (34)	4,003 (34)	6 (0)	震災対応等のための増員
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	24 (1)	24 (1)	0 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	11 (1)	△ 1 (1)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	26,630 (383)	26,522 (395)	△ 108 (12)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、( )内は再任用短時間勤務職員※で外書きです。

#### ※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員です。

### (2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

#### ア 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

※改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

#### イ 任期付職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
任期付職員数	—	106	194	269	259

※任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数です。特定任期付職員及び任期付研究員を含みます。

※市町村への派遣職員は除きます。

ウ 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
派遣職員数	150	221	202	204	191

※平成23年度から平成27年度は、年間の派遣決定数を計上しています。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 工業用水道事業（企業局）

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	2,450,766	162,872	290,079	11.8	12.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,077千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	人 31	千円 140,796	千円 26,466	千円 54,691	千円 221,953	千円 7,160	千円 6,648

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	48.9 歳	392,358 円	596,648 円
全国平均	45.4 歳	361,236 円	552,664 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値です。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,764 千円		1,684 千円	
		※工業用水道事業全国平均	
		1,560 千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.50 月分	2.55 月分	1.50 月分
(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.40) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

工業用水道事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	— 千円	21,877 千円	1人当たり平均支給額	6,129 千円	23,457 千円
			※工業用水道事業全国平均 11,482 千円		

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		— 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	37 人	0 %

(注) 支給対象者はおりません。

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額(平成26年度決算)	59 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	5,364 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)	35.5 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	8,316 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	362 千円
支給実績(平成25年度決算)	6,918 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	329 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。



カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	5,161 千円	234,591 円
住居手当	〃	同じ	—	1,274 千円	318,500 円
通勤手当	〃	同じ	—	3,489 千円	151,696 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	1,080 千円	360,000 円
管理職手当	〃	同じ	—	7,087 千円	885,875 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

(2) 地域開発事業（企業局）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	5,054,759	△ 4,497,583	82,197	1.6	0.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費11,274千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	人 9	千円 41,166	千円 9,126	千円 16,094	千円 66,386	千円 7,376	千円 7,437

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	46.2 歳	388,222 円	614,685 円
全国平均	45.9 歳	393,317 円	620,600 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成事業における全国平均値です。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

地域開発事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,788 千円		1,684 千円	
		※宅地造成事業全国平均 1,903 千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.50 月分	2.55 月分	1.50 月分
(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.40) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

地域開発事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	6,129 千円	23,457 千円
			※宅地造成事業全国平均 12,715 千円		

(注)平成26年度における退職者はおりません。

#### ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		— 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	7 人	0 %

(注)支給対象者はおりません。

#### エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給総額(平成26年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	1,867 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	373 千円
支給実績(平成25年度決算)	6,223 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	778 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (平成27年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	762 千円	190,500 円
住居手当	〃	同じ	—	914 千円	304,667 円
通勤手当	〃	同じ	—	2,281 千円	380,167 円
管理職手当	〃	同じ	—	3,302 千円	825,500 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

(3) 病院事業 (病院局)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	8,378,866	△ 1,537,983	3,622,446	43.2	53.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成26年度	365	1,537,733	506,247	558,829	2,602,809	7,131	7,298

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年 4月 1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福島県	医師	42.2 歳	537,772 円
	看護師	43.2 歳	337,508 円
	事務職員	41.1 歳	342,951 円
全国	医師	44.7 歳	565,347 円
	看護師	38.3 歳	303,391 円
	事務職員	43.8 歳	357,242 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

病院事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,531 千円		1,684 千円	
		※病院事業全国平均 1,377 千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.50 月分	2.55 月分	1.50 月分
(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.40) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

病院事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	807 千円	23,173 千円	1人当たり平均支給額	6,129 千円	23,457 千円
			※病院事業全国平均 6,174 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

#### ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		19,206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		900,663 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	22 人	— %
上記以外	0 %	344 人	0 %

#### エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給総額(平成26年度決算)	73,902 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	339,324 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)	64.70 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円

死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師又は看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～6,800円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～160,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	107,950 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	312 千円
支給実績(平成25年度決算)	127,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	306 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

#### カ その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	29,567 千円	193,247 円
住居手当	〃	同じ	—	18,022 千円	305,456 円
通勤手当	〃	同じ	—	52,155 千円	196,813 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	2,515 千円	359,286 円
管理職手当	〃	同じ	—	14,496 千円	805,314 円
特地勤務手当等	〃	同じ	—	1,133 千円	141,559 円
宿日直手当	〃	同じ	—	28,250 千円	1,345,238 円
夜勤手当	〃	同じ	—	31,895 千円	219,965 円

休日給	〃	同じ	—	48,500 千円	285,295 円
寒冷地手当	〃	同じ	—	18,705 千円	64,060 円
初任給調整手当	〃	同じ	—	108,724 千円	4,942,036 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。